

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

### ■保険証が新しくなります(黄色→水色)

現在ご使用の黄色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、健康推進課医療助成係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発付年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

### 新しい保険証は水色です

### ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(黄緑色→橙色)

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当するかたは、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となるかたは、次の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ、または区分Ⅱに該当するかた

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しないかた
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であるかたのうち、次のいずれかに該当するかた
	○世帯全員の所得が0円のかた ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)
	○老齢福祉年金を受給されているかた

#### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当するかた

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担のかたと、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた

### 新しい減額認定証及び限度証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発付期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発付期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011000 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

### ■7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせしますので確認ください

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ケタをあわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

#### ●問い合わせ

- ①北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601
- ②健康推進課医療助成係  
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 ☎22-2422